

新型コロナウイルス感染症の施設（事業所）等調査に関するお願い

貴殿の施設（事業所）において、新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたことを受け、当該者と濃厚接触（*）の可能性のある方を把握したいので、下記資料等の準備・作成をお願いします。

感染拡大を早期に防止するためには、濃厚接触者等の特定及び行政検査を効率的に行う必要があることから調査へのご協力をお願いいたします。

*【濃厚接触者とは】

（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 国立感染症研究所感染症疫学センター）

患者の感染可能期間に接触した者のうち、次に該当する者

- ・患者と、同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
- ・患者と、マスクなし等、必要は感染予防策なしで、会話や発声のやりとり等1 m程度以内の距離（目安）で15分以上接触があった方

この定義をもとに、保健所が、陽性者の行動や周辺的环境、接触の状況等、総合的に判断します。

●準備いただくもの

| | | |
|---|--|--------------------------|
| 1 | 【施設の概要】：職員数・患者が在籍する部署のフロアー、座席の見取り図（換気：排気・吹き出し箇所） | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 【共用部分の見取り図】：更衣室、喫煙室、食堂、休憩室等確認できるもの | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 【シフト表】 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | <p>【接触者リスト】：別紙「行動・接触者等のリスト表」の各項目を記載。</p> <p>■新型コロナウイルス陽性者の方と、その方が発症する2日前（または検体採取日の2日前）から勤務日までの間に、接触があった方を記載してください。</p> <p>■喫煙や食事などマスクを外す機会があったかについては、特に注意して情報収集をお願いします。</p> <p>■換気が悪く狭い空間、休憩室や喫煙室等共用された空間の換気等も考慮しますので、リストへ記載し、備考欄にその旨記載してください。</p> <p>■現場や休憩時間等、上司や担当者が把握していない範囲で接触者がいる場合がありますので、他の従業員の方へもご確認ください。</p> | <input type="checkbox"/> |
| 5 | <p>【有症状職員の発生状況】：接触者に限らず有症状者の有無</p> <p>■陽性者の方の発症前2週間から調査日まで、事業所内に体調不良者がいなかったか確認してください。</p> | <input type="checkbox"/> |

●濃厚接触者の方には、原則PCR検査を実施します。

1. 提出していただいた資料をもとに、保健所が濃厚接触者を特定しPCR検査を実施します。
2. 濃厚接触者以外でも、陽性者の行動や御家族の状況等を考慮し、念のためにPCR検査をする場合もあります。

3. 対象者の住所地によっては、住所を管轄する保健所へ検査の依頼を行います。依頼する場合は、依頼先の保健所から対象者の方へ、検査の場所や日時等の連絡がありますので、連絡をお待ちいただくよう対象者の方へお伝えください。
4. 検査結果が出るまでは外出せず自宅待機してください。接触状況によっては、陽性者の所属部署やフロア（事業所全体の場合もあり）の営業を止めていただくこともありますので、ご協力をお願いします。
5. 濃厚接触者の方の自宅待機と健康観察のお願い
検査結果が陰性の場合でも、最終接触日から2週間の自宅待機と健康観察をお願いします。観察期間中、発熱等体調不良が生じた時には自宅住所を管轄する保健所へ連絡するように伝えてください。

●その他

1. 提出いただいた資料をもとに、調査該当期間における凡その行動を確認し、その中で、接触度合いや共有空間の再確認をします。
2. 消毒は、原則、各事業所で行っていただきます。保健所で必要な助言をいたします。
3. 保健所では、原則、濃厚接触者以外の人についての行動制限や自宅待機などの要請はしません。ただし、事業所が独自の判断の下に、自宅待機等を指示したり、健康観察期間を延ばしたりすることについては、妨げるものではありません。
4. 施設の判断で陽性者発生に関する情報を公表する場合は、個人情報保護や人権上の配慮に十分ご留意ください。その場合には、公表内容を事前に保健所へお知らせいただき、公表は、県の公表の後としていただきます。
5. この機会に職場の感染拡大防止対策の再確認をお願いします。「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」：厚生労働省HP

★よくある質問★

Q. 職場復帰のため、PCR再検査を行い、陰性証明発行をお願いしたいのですが。

A.

- ・保健所による健康観察を経て療養終了の基準を満たした場合に、退院（自宅療養終了）となります。療養を終えた方は、既に感染性はなく周囲に感染を広げることはありません。
- ・PCR検査はウイルスの遺伝子の特定領域を検出しているもので、ウイルスそのものとは違うため、死んだウイルスの断片を拾っているだけのことがあります。PCR検査をすると、発症から1か月以上経っても陽性の方がいますが、ずっと感染性が続いている訳ではありません。よって、就業再開のためのPCR検査、陰性確認の必要はありませんし、保健所では陰性証明の発行もしていません。国においても、その必要はないとされています。
- ・患者さんには、就業制限非該当通知書が発行できることをお伝えしておりますので、必要時、ご本人に確認してください。
- ・不要な検査や証明書を求めることは、患者さんにとって負担になりますので、御理解をお願いします。